

平成 25 年度

鎌倉市役所の環境マネジメント報告書

(対象期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)



いざ鎌倉！ストップ温暖化



エコラ

## 発行にあたって(編集方針)

- 本報告書は、鎌倉市役所が、鎌倉市内の事業所のひとつとして事務事業に伴う環境負荷を低減するため、環境省の策定したエコアクション 21 に基づいて、環境マネジメントに取り組んだ記録です。
- 本報告書の扱う事務事業の範囲は、鎌倉市が行うすべての事務事業で、教育委員会、消防や一般廃棄物の処理事業、下水道事業等を含みます。平成 23 年度から省エネ法の対象範囲を考慮し、指定管理者制度導入施設等を対象範囲に加え、取組を推進します。
- 平成 25 年度版は、鎌倉市役所における平成 24 年度の環境負荷の実績を把握・評価し、監査を実施、計画の見直しをする等、環境マネジメントシステムを運用した結果を報告書にまとめ、公表しています。

## 鎌倉市役所の概要

- 事業所名  
鎌倉市役所
- 所在地(本庁舎)  
鎌倉市御成町 18 番 10 号
- 市長  
松尾 崇
- 環境管理責任者(環境部長)  
石井 康則
- 職員数  
1,363 人(平成 25 年4月1日現在)
- 施設の規模  
本庁舎・4行政センター・クリーンセンター・  
保育園・学校・消防署等 145 施設  
延床面積の合計 (415,392 m<sup>2</sup>)
- 事業の概要  
住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する。(地方自治法第一条の二より)
- 参考  
鎌倉市人口 173,660 人  
(国勢調査人口を基礎とした推計人口 平成 25 年4月1日現在)  
平成 25 年度予算  
一般会計 58,082,000 千円  
特別会計 44,278,600 千円  
総合計 102,360,600 千円

## 目 次

発行にあたって(編集方針)	2
鎌倉市役所の概要	2
環境方針	3
鎌倉市役所の仕事と環境との かかわり	4
環境行動計画	
環境目標と実績	6
環境目標実現のための 取組	15
法律の遵守・緊急事態への 準備	17
推進体制	18
環境監査	19
環境情報の提供や情報交換	21
研修	21

### ■エコアクション 21 (EA21) とは

EA21 は、幅広い事業者における環境への取組を促進するため、平成 8 年に環境省が策定しました。

EA21 は、環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築すると共に、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、報告するための方法を提供しています。また、環境省では、平成 16 年度から第三者である審査人による審査制度を導入し、認証・登録制度に変更されました。

鎌倉市では、市独自の参加登録制度「かまくらエコアクション 21」を設けました。市内事業者の参加登録を受付し、登録証明書を発行しています。鎌倉市役所も参加登録しています。

# 環境方針

鎌倉市は環境方針として、鎌倉市役所が事務事業を行うにあたり配慮すべき基本理念と、重点的に取り組むべき方針を示し、その実現を約束します。

## 基本理念

鎌倉市役所は、市域の事業所のひとつとして、鎌倉市環境基本条例第3条に掲げる次の基本理念に従って行動します。

- 1 環境の保全是、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行います。
- 2 環境の保全是、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取り組みによって行います。
- 3 地球環境保全是、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常生活において推進します。

## 基本方針

鎌倉市役所は、基本理念に従った行動を実現するために、市の事務事業活動によって生ずる環境への影響を把握し、環境負荷の低減のための目標を含む環境行動計画を策定し、組織・職員が一丸となった取り組みを行います。そして、定期的な点検・評価、見直しを行いながら、継続的に改善を図ります。特に次のことに重点的に取り組みます。

- 1 市のすべての施設において省エネルギー・省資源に努めます。
- 2 市が率先して、グリーン購入を推進します。
- 3 循環型社会形成のために、市域における廃棄物の資源化や適正処理を図り、減量に努めます。
- 4 市の公共事業の実施にあたっては、企画から事業完了の各段階に応じた環境配慮を行い、環境負荷の低減に努めます。
- 5 市の事務事業の実施にあたり、環境関連法令を遵守します。
- 6 市職員及び市の業務に従事する者に対し、環境保全意識の高揚を図ります。
- 7 市の環境に関する目標の達成を目指して、施策を推進します。

平成21年11月1日

鎌倉市長 松尾 崇

### 鎌倉市環境基本条例

平成6年(1994年)12月に制定された鎌倉市環境基本条例は、昭和47年(1972年)に制定された鎌倉市環境保全基本条例を、地球環境保全や健全な生態系の保全の視点を加えて改正したもので、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的に、3つの理念を掲げています。

# 鎌倉市役所の仕事と環境とのかかわり

鎌倉市役所では、事務事業にともなう環境とのかかわりを把握し、環境負荷低減のため努力します。

鎌倉市では、市役所本庁舎や行政センターにおける窓口業務、市施設の運営のほか、市民の出すごみ(一般廃棄物)の処理や、汚水(公共下水道)の処理も行っています。これらの事務事業を行うにあたりエネルギーを消費し、その結果、様々な物質を地球環境へ放出しています。それぞれの業務を行う事業所に外部から投入される物質の種類と量及び、事業所から外部に排出される物質の種類と量を下図に示します。

## 総エネルギー投入量

平成 24 年度  
投入量  
インプット

エネルギーの種類と使用量		エネルギー量(MJ) *1
購入電力		36,583,160kWh
化石燃料	灯油	93,144ℓ
	A重油	51,002ℓ
	都市ガス	694,978N m <sup>3</sup>
	液化石油ガス	55,358kg
	ガソリン	118,454ℓ
	軽油	70,339ℓ
小計		43,540,588.6
新エネルギー(太陽光発電)		24,038kWh
合計		403,239,588.2
(平成 23 年度合計)		(398,068,959.7)

市役所の  
主な仕事

窓口業務などの事務・施設の運営

平成 24 年度  
排出量  
アウトプット

## 温室効果ガス排出量 \*2

活動の種類	排出ガス	二酸化炭素換算量(kg-CO <sub>2</sub> )
電気の使用(事務室等) 名越クリーンセンター・今泉クリーンセンター、浄化センター除く	CO <sub>2</sub>	4,528,086
燃料の使用(暖房用、ディーゼル機関等の化石燃料)	CO <sub>2</sub>	1,989,099
自動車の走行、カーエアコン	CO <sub>2</sub> , CH <sub>4</sub> , N <sub>2</sub> O HFC	464,774
一般廃棄物・廃プラスチック	CO <sub>2</sub> , CH <sub>4</sub> , N <sub>2</sub> O	11,430,918
下水処理・下水汚泥焼却	CO <sub>2</sub> , CH <sub>4</sub> , N <sub>2</sub> O	9,362,186
合計		27,775,063
(平成 23 年度合計)		(28,167,173)

■ 各データの算出方法

市役所の各部等で所管する施設や事業で消費した電力・燃料・水道や紙類等の量を基に算出し、まとめました。

■ エネルギー量 (MJ) \*1

メガジュールはエネルギー量の単位。メガは10<sup>6</sup>倍のこと。

■ 温室効果ガス \*2

大気中の温室効果ガスの濃度が増加して、太陽からの放射熱と地表からの放射熱のバランスが崩れ地球温暖化が進んでいます。温室効果ガスとは、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)・メタン(CH<sub>4</sub>)・一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)・ハイドロフルオロカーボン(HFC)・パーフルオロカーボン(PFC)・六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)の6種類のガスをいいます。

平成 21 年度を基準年度として取組実績を比較するために温室効果ガス排出量は、電力排出原単位を 0.324(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)に固定して算出しています。なお、平成 24 年度の調整前電力排出原単位は 0.406(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)、それに基づく市役所全体の温室効果ガス排出量は、30,774,881(kg-CO<sub>2</sub>)です。

P.6~16 環境目標と実績にある二酸化炭素排出量は、換算値を記載しています。

■ PRTR法 \*3

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律。人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質について、各事業者が環境中への排出量や廃棄物量等を把握して国へ報告し、国は集計結果を公表する仕組みになっています。

一般廃棄物発生量

家庭と事業所からのごみと資源物発生量(事業所自己処理分除く)

73,401t (73,542t)

水投入量

下水流入量 22,086,571 m<sup>3</sup>  
(21,122,510 m<sup>3</sup>)

水質汚濁物質(BOD 負荷量)

3,670t ( 4,031 t )

市民・事業者からの一般廃棄物の処理・下水処理

資源物発生量

飲食用カン・ビン	2,094t
容器包装プラスチック	2,163t
ペットボトル	511t
植木剪定材	10,867t
紙類	10,166t
布類	907t
その他	7,080t
合計	33,788t
(平成 23 年度合計)	(34,442t)

排水量

公共用水域の排水量 22,086,571 m<sup>3</sup>  
(21,122,510 m<sup>3</sup>)

水質汚濁物質(BOD 負荷量) 86 t  
( 90 t )

	大気への排出	公共用水域への排出	当該事業所外への移動
PRTR法対象物質*3	0t (41.65t)	1.48t (2.85t)	213.32t (0t)
その他の物質	44.38t (125.74t)	276t (295t)	213.32t (218.40t)

※上記( )内の数値は、平成 23 年度実績です。

鎌倉市役所の事務事業に伴う環境負荷を低減するため、省エネ法の目標に合わせて、平成21年度を基準年として温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)を毎年度1%削減し、平成26年度までに5%削減の目標達成に向けて取組を推進してきましたが、目標値を一部見直し、すでに目標達成している項目については、平成24年度実績を超えないよう目標設定をし直しています。

主に職員が取り組む目標と、鎌倉市域の廃棄物量や下水道使用量に影響される目標をそれぞれに定めています。今回の環境マネジメント報告書作成にあたり、省エネ法を考慮し、指定管理者制度導入施設等に関するデータを含んでいます。

### 職員が取り組む市役所における環境負荷の低減

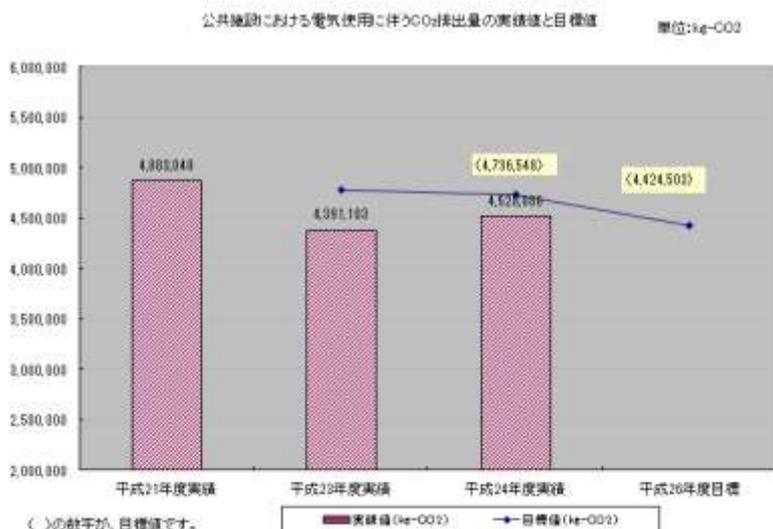
#### ◇ 公共施設における電気使用量の削減

	平成21年度 (基準年)	平成22年度 (実績値)	平成23年度 (実績値)	平成24年度 (実績値)	平成24年度 (目標値)	平成26年度 (目標値)
電気使用量 (kWh)	15,071,110	15,322,611	13,552,787	13,975,574	14,618,977	13,655,872
基準年に対する増減率	—	+1.7%	-10.1%	-7.3%	-3%	-9.3%
二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )*4	4,883,040	4,964,526	4,391,103	4,528,086	4,736,548	4,424,503

\*4 名越・今泉クリーンセンター及び浄化センター(山崎・七里ガ浜)の電気使用量は除いています。  
平成24年度の調整前電力排出原単位 0.406(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)に対する二酸化炭素排出量(実績値)は、5,674,083(kg-CO<sub>2</sub>)です。  
※平成24年度実績が、平成26年度目標値をすでに達成している場合、実績値を目標として見直しています。

#### 電気使用量について

平成21年度(基準年度)に比べ3%削減の目標値に対して、平成24年度実績値は、7.3%の削減となりました。削減できた主な内容としては、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故の影響により、電力使用制限令が発動され、節電の取組を行った平成23年度の取組により、節電の意識が根付き、取組が継続されたことなどが考えられます。



#### 次年度の取組

鎌倉市役所エコアクション21がスタートし9年目を迎え、職員等による節電等の日常的な取組は定着してきています。

さらなる削減に向け、蛍光灯をLEDに変更するなどソフト面での取組に加えハード面での取組を実施していきます。

## ◇ 公共施設における燃料(灯油・A重油・都市ガス・液化石油ガス・ガソリン・軽油)使用量の削減

	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)	平成 24 年度 (目標値)	平成 26 年度 (目標値)
灯油(ℓ)	101,633	95,413	106,353	93,144	98,584	87,057
A 重油(ℓ)	54,112	55,409	36,806	51,002	37,454	36,681
都市ガス(m <sup>3</sup> )	768,105	826,495	645,009	730,518	745,062	704,624
液化石油ガス (m <sup>3</sup> )	22,109	23,535	25,924	26,743	21,446	20,557
ガソリン(ℓ)	1,802	1,377	980	2,249	1,748	1,712
軽油(ℓ)	185	474	341	1,149	179	176
二酸化炭素排出 量(kg-CO <sub>2</sub> )*6	2,060,048	2,218,301	1,803,768	1,989,099	1,957,501	1,841,155
基準年に対する増減率	—	+7.7%	-12.4%	-3.4%	-5.0%	-10.6%

\*6 公用自動車で使用する燃料は除いています。

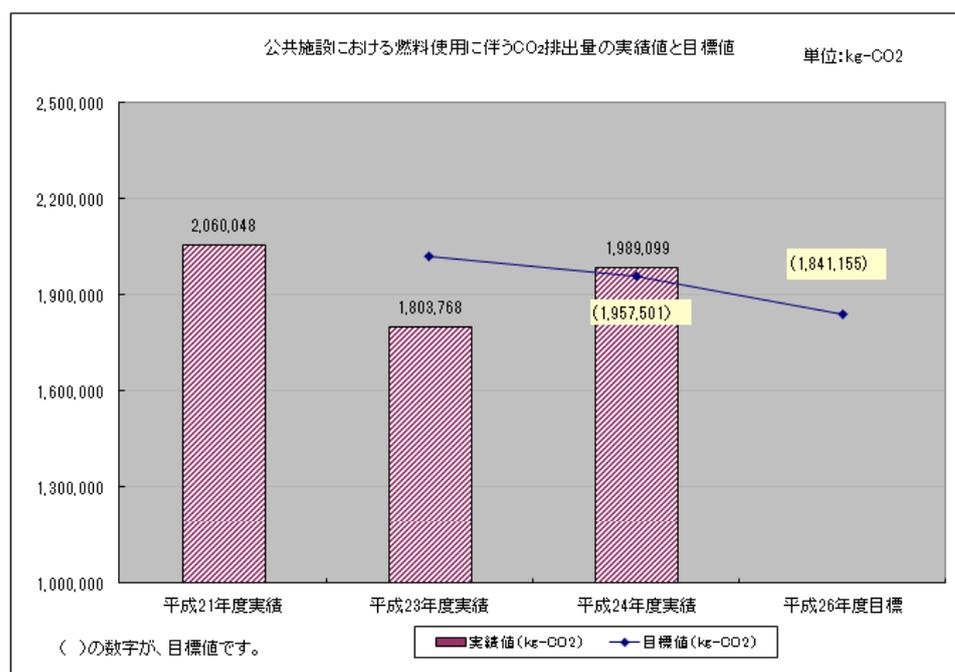
※平成 24 年度実績が、平成 26 年度目標値をすでに達成している場合、実績値を目標として見直しています。

### 燃料使用量について

平成 21 年度(基準年度)に比べ 5.0%削減の目標値に対して、平成 24 年度実績値は、3.4%の削減となりました。

灯油は、平成 24 年度目標値をクリアしています。主な理由は、名越クリーンセンターにおいて、平成 23 年度の電力使用制限令を受け、焼却炉の立上げ、立下げ回数が多くなり非効率な運転を行わざるを得ませんでした。平成 24 年度は効率的な運転を行うことができたためです。A 重油は、平成 24 年度目標値を大幅に上回っています。主な理由は、浄化センターにおいて、汚泥性状の変動に伴う助燃回数が増加したことなどによります。

都市ガスは、平成 24 年度目標値をクリアしています。主に冷暖房に使用しており、各施設において必要最小限での使用にとどめ、「節電への協力依頼」のポスター掲示などにより、利用者の理解を得られるよう取組を継続します。



### 次年度の取組

鎌倉市役所エコアクション 21 がスタートし9年目を迎え、職員等による省エネの日常的な取組は定着してきています。

さらなる削減に向け、高効率機器の導入の検討など、ソフト面での取組に加えハード面での取組を検討していきます。

◇ 公用自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)の削減(燃料・走行・エアコン含む)

	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)	平成 24 年度 (目標値)	平成 26 年度 (目標値)
ガソリン車両 (ℓ)	112,601	127,830	112,073	116,205	109,223	106,971
軽油車両 (ℓ)	112,919	97,140	85,800	69,190	109,531	107,273
都市ガス車両 (m <sup>3</sup> ) * 7	2,864	977	780	749	694 (2,778)	680 (2,721)
二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	577,387	566,770	499,800	464,774	560,064	548,517
基準年に対する増減率	—	-1.8%	-13.4%	-19.5%	(-3%)	(-5%)

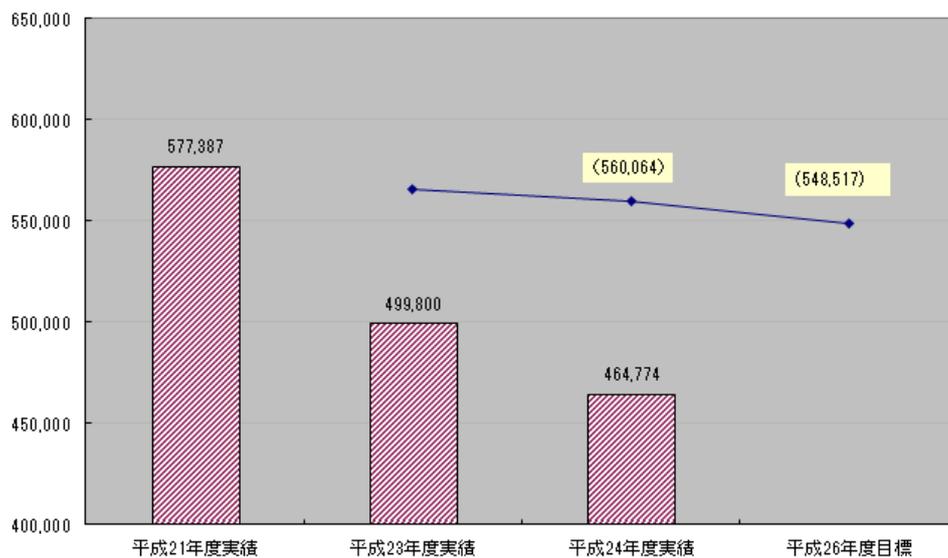
\* 7 天然ガス自動車が増えなかった場合の目標と基準年から平成 26 年度に5%削減の目標を併記しています。

### 公用自動車の走行について

平成 21 年度(基準年度)に比べ3%削減の目標値に対して、平成 24 年度実績値は、19.5%の削減となりました。ガソリンについては、救急自動車の出動件数の増加やふれあい収集に伴う軽塵芥収集車の増加などにより昨年度に比べ増加しています。軽油については、業務委託による塵芥収集車の減少などにより、昨年度から大幅に減少しています。

公共自動車走行に伴うCO<sub>2</sub>排出量の実績値と目標値

単位:kg-CO<sub>2</sub>



( )の数字が、目標値です。

■実績値(kg-CO<sub>2</sub>) ●目標値(kg-CO<sub>2</sub>)

### 次年度の取組

職員によるエコドライブの取組は浸透しています。さらに、電気自動車を含む低公害車への切替えなどソフト面での取組に加えハード面での取組を実施していきます。

## ◇ 公共施設における上水使用量の削減

	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)	平成 24 年度 (目標値)	平成 26 年度 (目標値)
上水使用量 (m <sup>3</sup> )	489,596	501,852	472,928	454,504	474,908	442,333
基準年に対する増減率	—	+2.5%	-3.4%	-7.1%	-3%	-9.6%

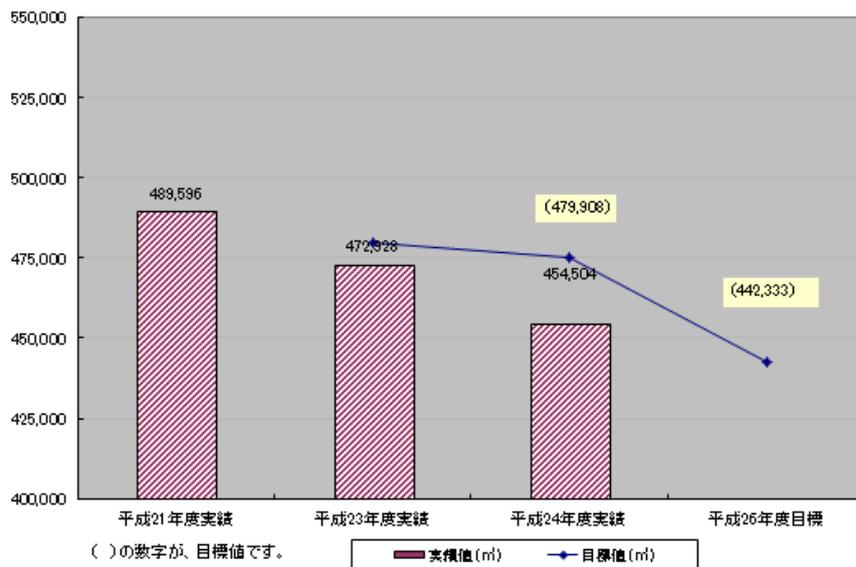
※平成 24 年度実績が、平成 26 年度目標値をすでに達成している場合、実績値を目標として見直しています。

### 上水使用量について

平成 21 年度(基準年度)に比べ3%削減の目標値に対して、平成 24 年度実績値は、7.1%の削減となりました。削減できた主な要因は、七里ガ浜浄化センターと各中継ポンプ場で、計画的な設備更新を行ったことによる効果によります。

公共施設における上水使用量の実績値と目標値

単位:m<sup>3</sup>



### 次年度の取組

鎌倉市役所エコアクション 21 がスタートし9年目を迎え、職員等による省エネの日常的な取組は定着してきています。

さらなる削減に向け、計画的な高効率機器の導入の検討など、ソフト面での取組に加えハード面での取組を検討していきます。

## ◇ 紙購入量の削減

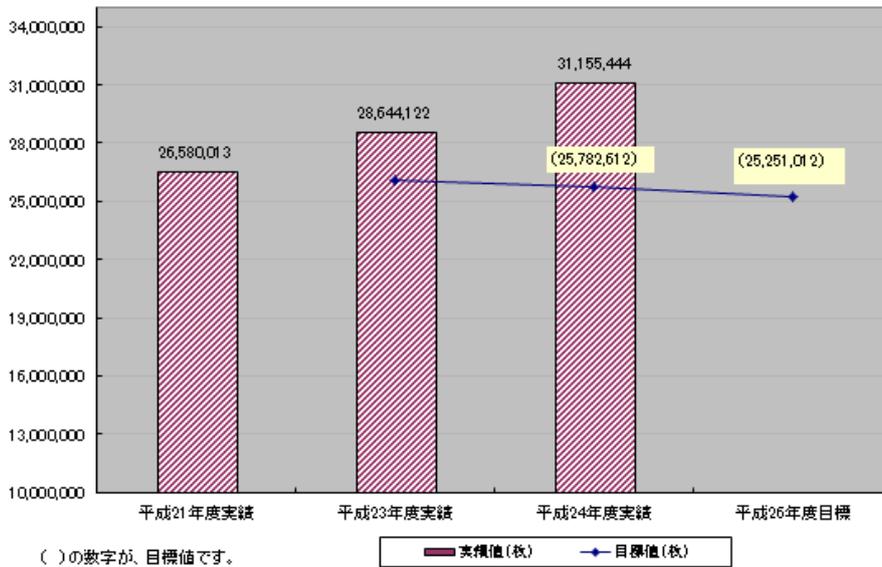
	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)	平成 24 年度 (目標値)	平成 26 年度 (目標値)
A4換算 (枚)	26,580,013	28,962,660	28,644,122	31,155,444	25,782,612	25,251,012
基準年に対する増減率	—	+9%	+7.8%	+17.2%	-3%	-5%

### 紙購入量について

平成 21 年度(基準年度)に比べ3%削減の目標値に対して、平成 24 年度実績値は、17.2%の増加となりました。増加となった主な内容は、約8割が学校でのアンケート実施や、保護者への配布物等が増えたことによります。学校等での増加分を除くと、平成 23 年度実績値からは約 1.8%の増加となっており、年々大きく増加している傾向は鈍化しているといえ、今後、電子決裁を進めることにより、目標達成に向けた使用量削減の取組を推進します。

紙使用量の実績値と目標値

単位:枚



### 次年度の取組

少なくとも3か月に一度はPDCAを回すよう取組をスタートしており、具体的な是正措置をタイムリーに実施するよう努めます。

(例:プリンタに紙使用量の経年比較表を掲出し、紙使用状況を周知する。など)

### ◇ グリーン購入の推進

	紙類	文具類	オフィス家具等	OA機器	移動電話	家電製品	エアコンディショナー等
平成23年度適合品調達率	93.7%	94.9%	92.5%	88.2%	74.2%	100%	100%
平成24年度適合品調達率	92.3%	91.9%	91.5%	72.6%	100%	100%	100%

	温水器等	照明	自動車等	消火器	制服・作業服	インテリア・寝装寝具	作業手袋
平成23年度適合品調達率	50%	81.5%	100%	90.4%	33.3%	68.3%	31.7%
平成24年度適合品調達率	調達実績なし	50.2%	87.5%	85.7%	66.7%	80%	49.1%

	その他繊維製品	設備	防災備蓄用品	役務	公共工事(資材)	公共工事(建設機械)	公共工事(目的物)
平成23年度適合品調達率	47.5%	100%	100%	94.9%	100%	100%	100%
平成24年度適合品調達率	61.6%	100%	100%	90.4%	87%	100%	100%

### グリーン購入の推進について

平成24年度においては、全22分野のうち20分野について調達実績がありました。また、グリーン購入対象物品241品目中、177品目について調達実績がありました。グリーン購入調達方針の判断基準に適合した100%の適合品調達率であったのは、移動電話、家電製品、エアコンディショナー等、設備、防災備蓄用品、公共工事(建設機械、目的物)の7分野であり、消防用の作業手袋など仕様を満たす商品がない場合を除くと、概ね良好な結果といえます。

### 次年度の取組

引き続き、調達量の多い、紙類や文具類等は、100%の適合品調達率を目指します。

## 一般廃棄物処理事業と下水道事業に伴う環境負荷の低減

### ◇ 一般廃棄物処理事業における環境負荷の低減

一般廃棄物処理事業に伴う一般廃棄物焼却量、廃プラスチック焼却量、廃棄物処理のための電気使用量の変動は、下表のとおりです。

	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)*10	平成 24 年度 (目標値)	平成 26 年度 (目標値)*10
一般廃棄物焼却量 (t)	40,173	40,389	39,100	37,891	38,132	30,721
基準年に対する増減率	—	+0.5%	-2.6%	-5.6%	-5.1%	-23.5%
(内)廃プラスチック焼却量 (t) *8	5,433	3,752	3,525	3,255	3,542	2,854
基準年に対する増減率	—	-30.9%	-35.1%	-40.1%	-34.8%	-47.5%
廃棄物処理のための 電気使用量(kWh) *9	6,641,423	6,732,575	6,671,229	6,155,149	6,442,180	4,990,429
基準年に対する増減率	—	+1.4%	+0.4%	-7.3%	-3%	-24.9%

\*8 廃プラスチック焼却量の実績値は、名越・今泉クリーンセンターのごみ質検査結果をもとに推計しています。

\*9 名越・今泉クリーンセンター事務所の電気使用量を含みます。

\*10 平成 25 年 5 月作成「第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画 ごみ処理基本計画(中間見直し)再構築」に基づき設定しています。

一般廃棄物焼却量について、逗子市からの受け入れ分 1,722t を除いています。また、電気使用量は、逗子市処理分として按分して推計しています。(279,728kWh)

### ◇ 一般廃棄物処理事業における温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)

	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)	平成 24 年度 (目標値)	平成 26 年度 (目標値)
二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )*11	17,525,146	13,001,221	12,346,978	11,430,918	12,301,607	10,224,495
基準年に対する増減率	—	-25.8%	-29.5%	-34.7%	-29.8%	-41.7%

\*11 一般廃棄物処理事業における、二酸化炭素排出量については、一般廃棄物・廃プラスチック焼却に伴う温室効果ガス、電気・重油・灯油等の使用量、名越・今泉クリーンセンター事務所の電気使用量に伴う二酸化炭素排出量を合算しています。平成 24 年度の調整前電力排出原単位 0.406(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)に対する二酸化炭素排出量(実績値)は、11,935,640(kg-CO<sub>2</sub>)です。

#### 一般廃棄物処理事業における環境負荷の低減について

一般廃棄物処理事業における二酸化炭素排出量は、基準年に比べ 29.8%削減の目標値に対して、平成 24 年度実績値は、34.7%の削減となりました。

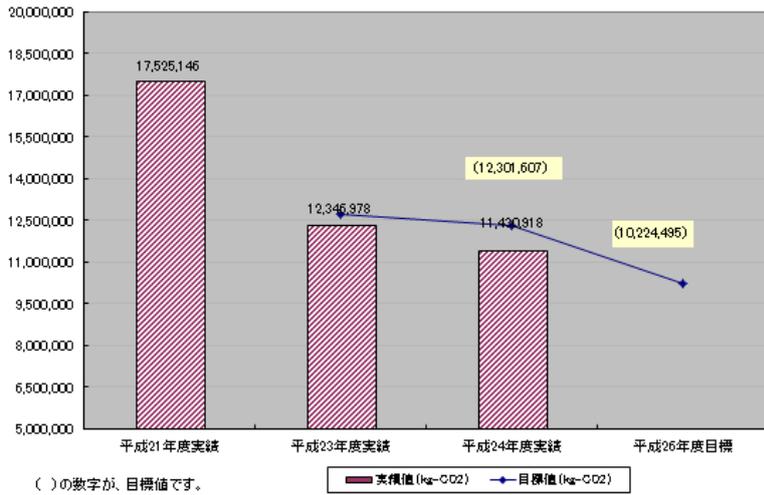
平成 27 年 3 月末に今泉クリーンセンターの焼却を停止するため、平成 23 年 6 月に「ごみ処理基本計画」を見直し、減量に取り組んだ結果、一般廃棄物焼却量は、平成 24 年度には約 40,000 トン/年から約 38,000 トン/年まで減少しました(基準年比 5.6%減)。

今後は、ごみの発生抑制や分別を推進するとともに、平成 26 年 7 月から家庭系ごみの戸別収集・有料化や事業系ごみの手数料改定等の施策を実施し、さらなる一般廃棄物焼却量の削減を目指しています。

また、平成 23 年度のリサイクル率は、47.6%で人口 10 万人以上 50 万人未満の市町村の中では、全国第 2 位でした。リサイクル率は高い数値で推移しています。

一般廃棄物処理事業におけるCO<sub>2</sub>排出量の実績値と目標値

単位:kg-CO<sub>2</sub>



### 次年度の取組

平成 26 年度の今泉クリーンセンター焼却停止に伴い一般廃棄物焼却量の削減が急務となっています。家庭系ごみの戸別収集、有料化実施などによりごみの発生抑制に引き続き取り組めます。

### ◇ 公共下水道事業における環境負荷の低減

公共下水道事業に伴う、下水污泥焼却量及び下水道事業のための電気使用量は、下表のとおりです。

	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)	平成 24 年度 (目標値)	平成 26 年度 (目標値)
下水污泥焼却量(t)	11,510	11,657	12,278	12,630	11,510	11,510
基準年に対する増減率	-	+1.3%	+6.7%	+9.7%	±0%	±0%
下水道事業のための電気使用量(kWh)	17,569,525	17,745,003	16,142,027	16,452,437	17,042,439	16,691,049
基準年に対する増減率	-	+1%	-8.1%	-6.4%	-3%	-5%

### ◇ 公共下水道事業における温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)

	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)	平成 24 年度 (目標値)	平成 26 年度 (目標値)
二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> ) *12	9,524,556	9,593,536	9,125,524	9,362,186	9,353,747	9,239,897
基準年に対する増減率	-	+0.7%	-4.2%	-1.7%	-1.8%	-3%

\*12 公共下水道事業における二酸化炭素排出量については、下水污泥焼却量及び下水処理量に伴う温室効果ガス、山崎・七里ガ浜浄化センター等の電気使用量を二酸化炭素排出量に換算し、それらを合算して求めています。平成 24 年度の調整前電力排出原単位 0.406(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)に対する二酸化炭素排出量(実績値)は、10,711,285(kg-CO<sub>2</sub>)です。

### 参考 公共下水道事業における下水放流量の推移

	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)	平成 24 年度 (目標値)	平成 26 年度 (目標値)
下水放流量(m <sup>3</sup> )	22,447,527	22,193,928	21,122,510	22,086,571	22,447,527	22,447,527
基準年に対する増減率	-	-1.1%	-5.9%	-1.6%	±0%	±0%

### 公共下水道事業における BOD 負荷量\*13 の推移

	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)
BOD 負荷量(kg)	4,233,736	4,556,579	4,031,433	3,669,823
基準年に対する増減率	-	+7.6%	-4.8%	-13.3%

### ■ BOD \*13

生物化学的酸素要求量。この値が高くなれば、水質が汚濁していることを意味します。

◇ 下水放流量あたりの二酸化炭素排出量\*14

	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)	平成 24 年度 (目標値)	平成 26 年度 (目標値)
下水放流量あたりの 二酸化炭素排出量 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	0.42	0.43	0.43	0.42	0.42	0.41
基準年に対する増減率	—	+2.4%	+2.4%	±0%	±0%	-2.4%

\*14 山崎浄化センターと七里ガ浜浄化センターの各数値を合算した数値です。

公共下水道事業における環境負荷の低減について

公共下水道事業における二酸化炭素排出量は、基準年に比べ 1.8%削減の目標値に対して、平成 24 年度実績値は、1.7%の削減となりました。

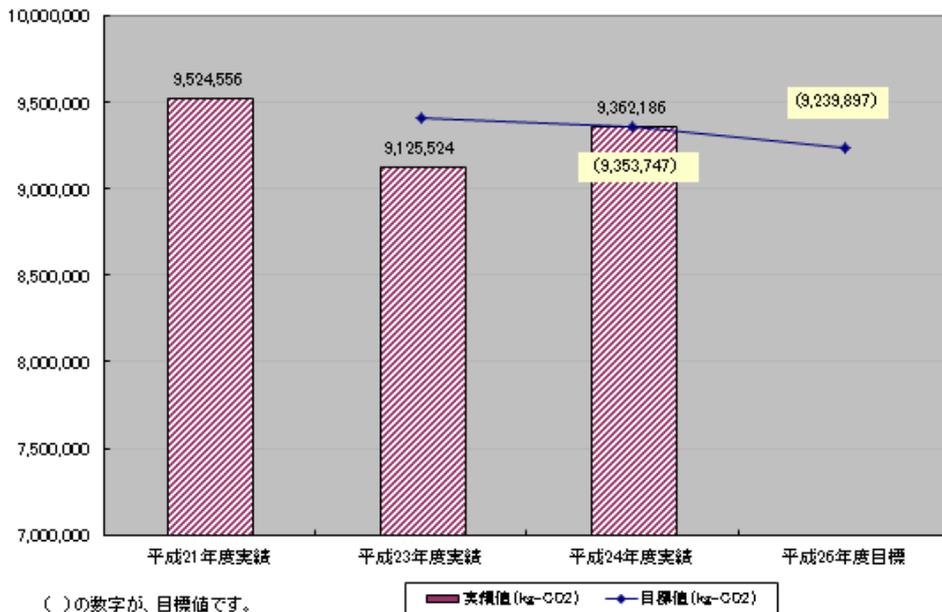
下水道放流量は平成 21 年度に比べ、1.6%減少し、それに伴い BOD 負荷量も 13.3%削減しています。

二酸化炭素排出量について、七里ガ浜浄化センターと各ポンプ場における改修工事に伴う高効率機器の導入や、省エネルギーを意識した運転管理により、電気使用量、都市ガス使用量を削減することが出来ました。

目標値に達しなかった主な要因は、下水汚泥の性状の変動に伴う汚泥焼却に係る重油使用量の増加によるものです。

公共下水道事業におけるCO<sub>2</sub>排出量の実績値と目標値

単位:kg-CO<sub>2</sub>



次年度の取組

浄化センター、ポンプ場では、改修工事や設備の変更により、ガス、水道使用量の削減に大きな効果をあげています。

今後も更なる削減に向けて、高効率機器の積極的な導入や、効率的な運転管理に取り組めます。

◇ ダイオキシン類の大気への排出量の削減 \*15

(単位:ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

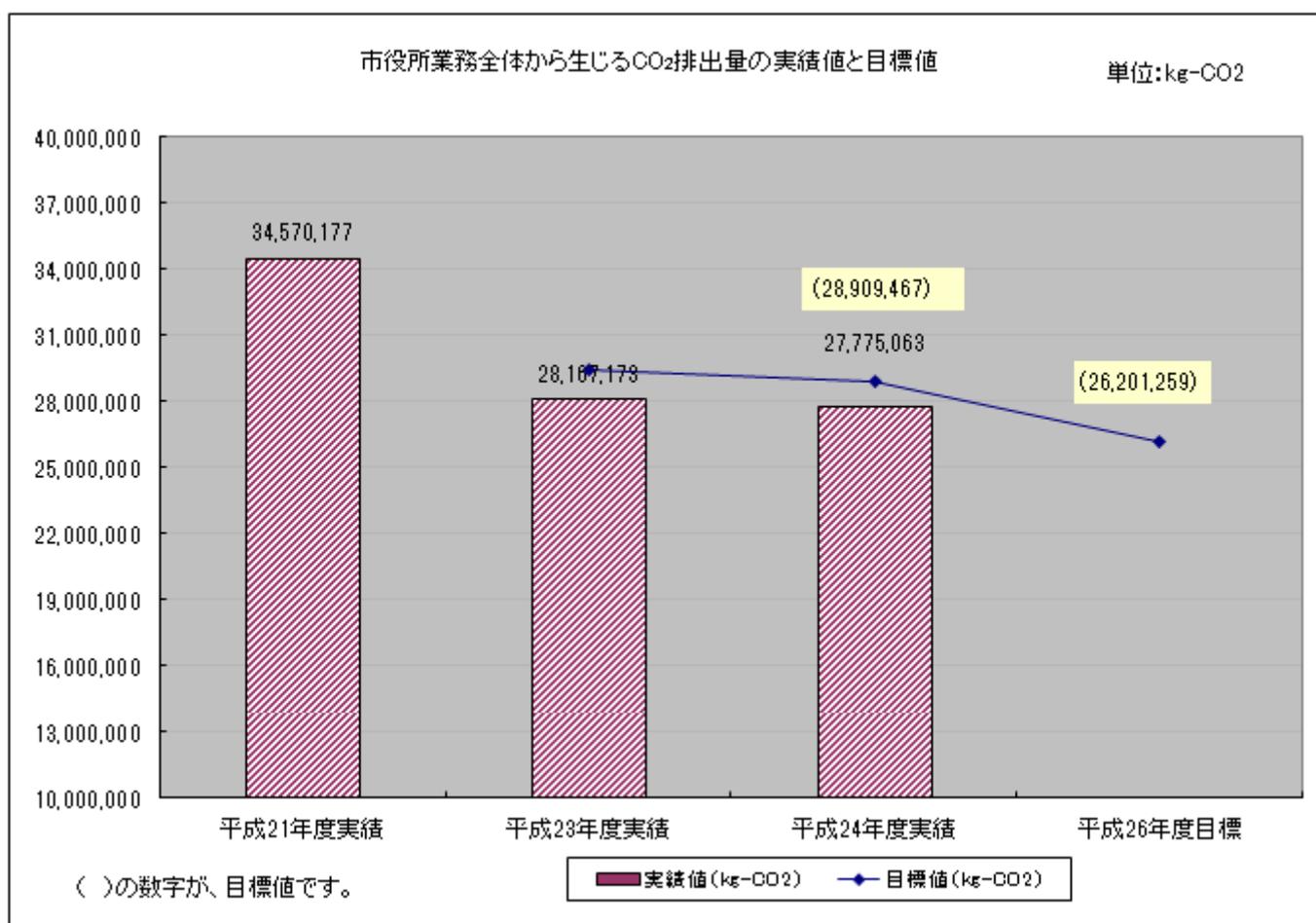
部名	施設名	ダイオキシン濃度	排出基準
環境部	名越クリーンセンター	1号炉	0.053
		2号炉	0.037
	今泉クリーンセンター	2号炉	0.0085
都市整備部	浄化センター(山崎)	—	0.0000009

\*15 一般廃棄物及び下水汚泥焼却に伴いダイオキシン類が生じます。それぞれの施設で、ダイオキシン対策特別措置法に定められた基準を満たしています。(排出基準5ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

## 市役所の業務全体から生じる温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)の削減

市役所全体	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)	平成 24 年度 (目標値)	平成 26 年度 (目標値)
二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )*16	34,570,177	30,344,354	28,167,173	27,775,063	28,909,467	26,201,259,
基準年に対する増減率	—	−12.2%	−18.5%	−19.7%	−16.4%	−24.2%

\*16 平成 24 年度の調整前電力排出原単位 0.406(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)に対する二酸化炭素排出量(実績値)は、30,774,881(kg-CO<sub>2</sub>)です。



# 環境行動計画

環境目標を実現するために鎌倉市役所で職員が重点的に取り組む項目を選び、取組率で活動の評価をしています。

## 1. 自ら環境負荷を低減させる取組

次の8項目について、取組を行っています。

1. 省エネルギー
2. 省資源
3. 節水、水の有効利用
4. 温室効果ガスの排出抑制
5. 化学物質対策
6. 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理
7. 交通に伴う環境負荷の低減
8. グリーン購入の推進

## 2. 地域の環境保全、創造に向けた取組

### I 地球環境の保全

「省エネルギー、省資源を考慮し、業務を進めている。(資料、申請書にRマークを記載するなど)」、「事業者エコアクション21など環境マネジメントシステムを普及、啓発している。」などについて環境政策課などが取組を行い、結果は平均3点で良好なものでした。

### II 人の健康の保護と生活環境の保全

「固定発生源対策として、工場・事業所に対する指導を行っている。」「アイドリングストップをはじめエコドライブを推進して、自動車排気ガスを抑制している。」などについて管財課、環境保全課などが取組を行い、結果は平均3点で良好なものでした。

### III 歴史的文化的環境の確保

「文化財の保護意識の啓発を推進している。」ことについて、世界遺産登録推進担当、文化財課が取組を行い、結果は平均3点で良好なものでした。

### IV 良好な都市環境の創造

「都市公園などの整備に努めている。」「風致地区・開発事業区域内における緑化を誘導している。」「市民や企業などが住宅、店舗、事業所などの接道部を緑化する場合、その経費の一部を補助している。」「樹林などの維持管理の推進に努めている。」「クリーンアップかまぐら推進を図っている。」「道路、河川、海浜、公園などの適正管理、清掃に努めている。」「良好な都市景観形成の誘導に努めている。」「落書き防止のため、啓発活動、消去活動、通報・パトロール活動を行なっている。」などについて、環境保全課、都市景観課

、みどり課、公園海浜課などが取組を行い、結果は平均3点で良好なものでした。

## V 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保

「傷ついた野生鳥獣を保護している。」「野生動植物の生息生育場所として重要な緑地の保全に努めている。」「多自然型の河川、池沼、海浜の保全整備を図っている。」「海、山、川、池などで自然とふれあうスポーツ・レクリエーションなどの機会の充実を図っている。」「緑のレンジャー制度による自然とのふれあいの実践と体験の機会づくりを推進している。」などについて、環境保全課、公園海浜課などが取組を行い、結果は平均3点で良好なものでした。

## VI 循環型社会の構築

「事業者のごみの発生抑制、減量化・資源化・適正処理を推進している。」「印刷物やホームページ、説明会などを通じて、循環型社会の形成の必要性や市民・事業者・滞在者の役割を啓発している。」「市民、事業者からなる廃棄物減量化など推進員と協働して、全市的なごみの発生抑制や減量化・資源化を推進している。」「雨水利用を支援している。」「新エネルギーの利用について、普及促進に努める。」「グリーン購入調達方針に基づき、率先して再生資源利用製品・材料を利用している。」などについて、資源循環課などが取組を行い、結果は平均3点で良好なものでした。

## VII 環境教育の推進

「環境教育を推進できる人材の育成と活用について支援している。」「環境教育を推進するための情報提供や啓発を行っている。」「環境教育に関する情報提供や環境教育の充実を図っている。」などについて、環境政策課などが取組を行い、結果は平均3点で良好なものでした。

これらの詳細については、平成25年度版「かまくら環境白書」で、公表します。

# 法律の遵守・緊急事態への準備

鎌倉市役所は事業所として環境関連法令を遵守し、環境上の緊急事態への準備体制を整備しています。

事業所の施設等により、次の各法令が対象になります。法令により定められた調査分析を実施しており、規制基準を満足していました。

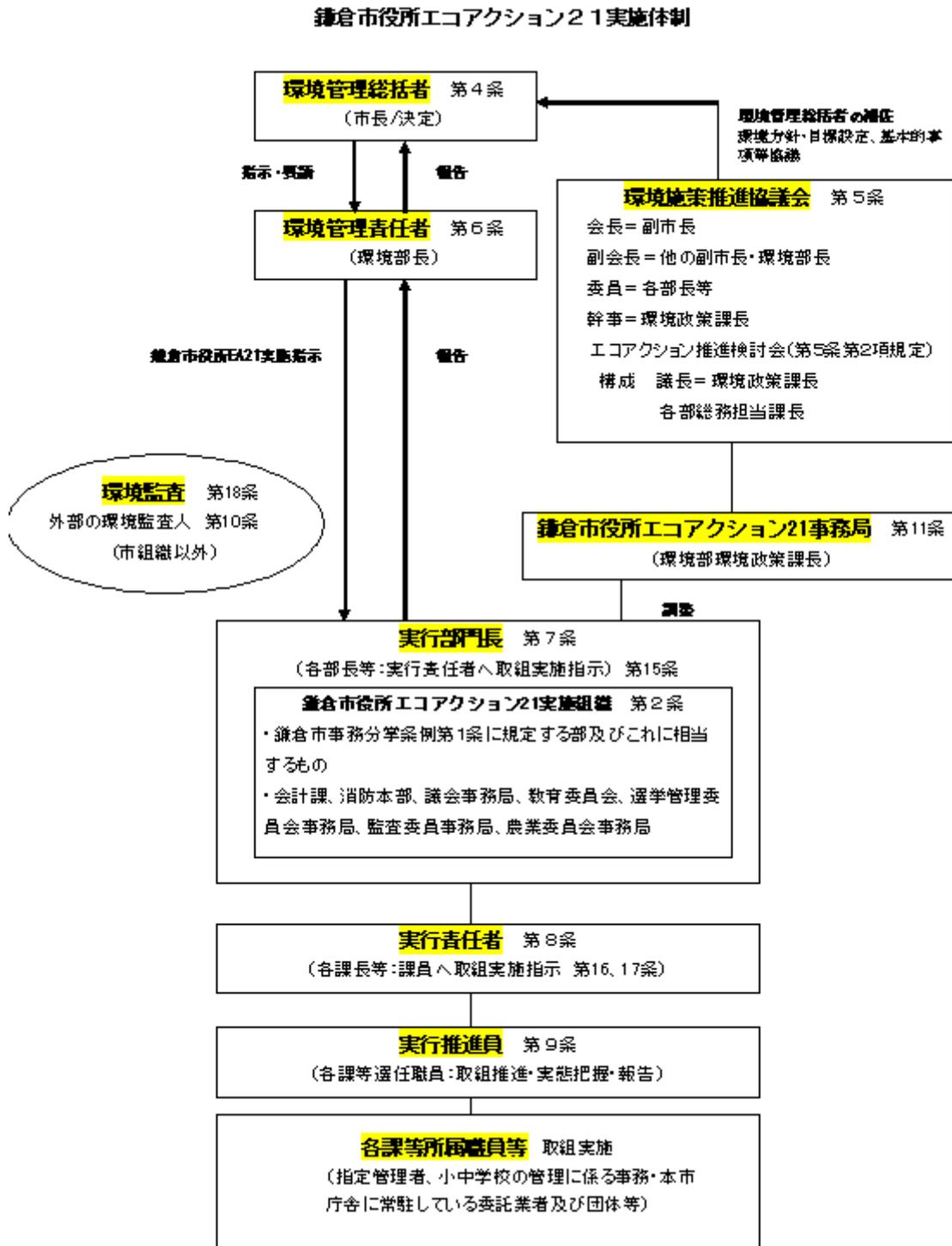
## 主な環境法令

- 大気汚染防止法  
一定規模以上のボイラー、廃棄物焼却炉などによるばい煙・粉じんなどを規制。
- 自動車NO<sub>x</sub>・PM法  
トラックやディーゼル乗用車からの窒素酸化物と粒子状物質の排出などを規制。
- 水質汚濁防止法  
事業所からの排水の水質を規制。
- 騒音規制法・振動規制法  
一定規模以上の圧縮機・送風機などによる騒音・振動を規制。
- ダイオキシン類対策特別措置法  
ごみ焼却などによる大気へのダイオキシン類の排出を規制。
- PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法  
PCB使用電気機器の適正保管を規定。
- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例  
騒音・振動・大気汚染などを生じる可能性がある設備やディーゼル車による粒子状物質排出量などを規制。
- 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律  
平成 15 年 10 月 1 日に施行され、平成 16 年 10 月 1 日に完全施行。国の基本方針等を踏まえて、市としては平成 19 年度に「鎌倉市環境教育推進計画」を策定。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）  
現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。市としては、平成 19 年度に「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を策定。
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）  
国などの公的機関が率先して再生品などの調達を推進し、環境負荷の低減や持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）  
廃棄物の定義、国民、事業者、国、地方公共団体の責務、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理等について定めている。
- エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）  
燃料資源の有効な利用の確保、エネルギー使用の合理化等を目的として、第 2 次石油危機後の昭和 54 年に制定された。
- 浄化槽法  
浄化槽の製造や設置方法、保守点検、清掃などについて定めている。
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）  
オゾン層の保護及び地球温暖化の防止のため、適切にフロンの回収・破壊処理を進めることについて定めている。  
なお、平成 24 年度については、環境関連法令の訴訟の有無については、ありません。

# 推進体制

鎌倉市役所では、事務事業に伴う環境負荷を低減する仕組みとして、エコアクション 21 を基本に環境マネジメントに取り組み、実効性を高めるために環境監査を行っています。

## エコアクション 21 取組組織図



## 環境マネジメントシステムとは

地方公共団体が、その運営や経営の中で自主的に環境への取組を実施するために、環境に関する方針や目標を自ら設定し、改善していくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための組織内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS-Environmental Management System)とといいます。

環境マネジメントシステムは、事業活動に伴い発生する環境への負荷(資源・エネルギー使用量、廃棄物排出量等)を減らすとともに、地方公共団体の政策・施策・事業における環境への取組を推進するために、組織が、

- ① 自主的に環境への取組方針と目標等を定め(計画:Plan)
- ② その目標を達成するための組織体制を整備して必要な取組を行い(実施:Do)
- ③ システムの運用状況や目標の達成状況を把握・評価し、(確認:Check)
- ④ 改善し、定期的にシステムを見直していく(見直し:Action)

PDCA サイクルを基本とし、これによって環境経営システムと環境への取組の継続的改善を図っていくことを目的としています。

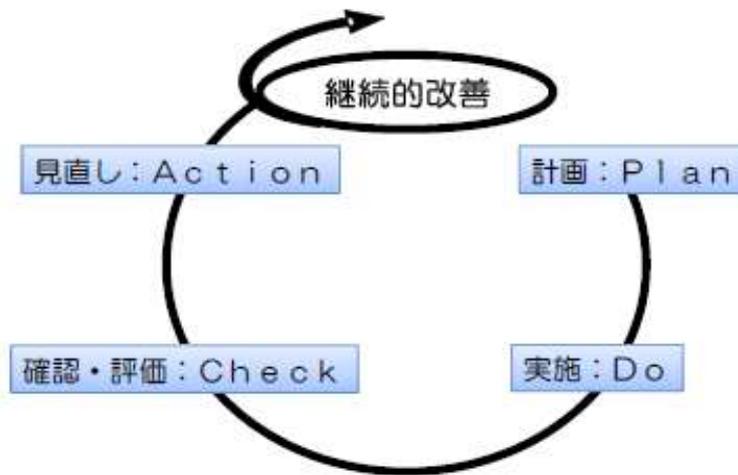


図:PDCA サイクル

## 環境監査

環境監査は、市長が委嘱した環境監査人が行い、環境負荷の大きい 12 部門とエコアクション 21 事務局に対して、平成 25 年 7 月 9 日から 11 日の 3 日間でヒアリングを実施しました。また、施設を対象とした現場監査は、鎌倉市役所本庁舎と玉縄行政センターについて実施しました。監査結果は次のとおりです。

### 〈環境監査の結果〉

今回の監査は、「エコアクション 21 地方公共団体向けガイドライン 2009 年版」に基づき実施され、総合判定は、“ガイドラインに適合”でした。ただし、個別評価表の 15 項目のうち、4 項目に”B: 評価”がありました。

B 評価の要改善事項として、7 点が挙げられました。今後関連部門と連携し改善します。

また、評価できる点として、次の 13 項目が挙げられました。

1. エコアクション 21 事務局は、いろいろな意見がある中、良くとりまとめを行い、活動を推進しその成果をあげています。
2. 庁内においては蛍光灯の間引き、LED 化、空調の制御、設備のインバータ化等の省エネ努力をしています。
3. LED の導入を計画的に推進し、本庁舎は 400 本を導入済、公共施設へ 2,500 本今年度中に交換を行う予定で進めています。
4. 商店街街路灯の LED 化促進のための補助金の検討、防犯灯の LED 化等も市全体で取り組みを開始して省エネ

の努力をしています。

5. 市として電気自動車の購入を進め、又支所に充電器の設置も検討しています。
6. 「鎌倉市エネルギー基本計画」に市民の声も反映し、また啓蒙を兼ね、市民がお互いに話し合う場として「ワールド・カフェ」の開催を予定しています。
7. 市として「文書管理システムの導入」「財務会計システムの導入」等電子化を計画的に推進し業務改善だけでなく紙の削減にも大いに貢献しています。さらに「超過勤務、年次休暇庶務」の電子化も予定しています。
8. 保育園では毎年、都市計画図の残りや、近所からカレンダー等をもらい、裏紙として利用しています。(こどもみらい部)
9. 小、中学校の生徒に対する環境教育が進みつつあります。(教育部)
10. 生涯学習センターにおいて、市民に対する環境教育の推進に努力しています。(教育部)
11. 各目標と実績をグラフで見える化し、活動の状況を一目でわかるようにして、各部門に提供しています。(消防本部)
12. 夏服(クールビス)着用期間を前後1カ月のばし、5月～10月として省エネ活動を推進しています。(消防本部)
13. 財)省エネセンターの無料の省エネ診断を積極的に受け、省エネ活動をさらに推進しようとしています。(総務部)



現場監査(鎌倉市役所本庁舎)



現場監査(玉縄行政センター)

## 市長によるエコアクション21 全体の評価と見直し

平成24年度の市役所業務全体から生じる温室効果ガス排出量は、目標値を3.3%上回る結果で達成しました。

平成24年度のエネルギー使用量は、電力使用制限が発動された平成23年度より約1.3%増加しましたが、東日本大震災以前の平成22年度よりは約8.4%減少となっています。

東日本大震災を契機に市役所職員の環境目標達成に向けた改善活動は、日常業務の中で定着しており、平成23年度から3カ月毎実施している電気・ガス・水道・紙の使用量や目標取組状況の各課チェックにより迅速な是正対応が効果を上げていると考えられます。

今後も環境関連法令の遵守や緊急事態等の対応、危機管理などの取組をさらに強化し、循環型社会の構築、環境負荷低減に向けかまくらエコアクション21の取組を推進していきます。

# 環境情報の提供や情報交換(環境コミュニケーション)

鎌倉市役所の環境マネジメントへの取組状況を「環境マネジメント報告書」(本書)にまとめ、毎年度、公表します。今後も、わかりやすい環境情報の提供に努めます。

## ホームページによる情報の提供

鎌倉市ホームページ(Green Net)内の環境政策課のサイトでは本書を全文閲覧できます。環境保全課のサイトでは、市域の環境データなどの環境情報を掲載しています。また、資源循環課のサイトでは鎌倉市の資源物とごみの状況や取組などの情報を掲載しています。今後も、ホームページを重要な情報提供の手段と考え、環境情報の充実に努めます。

鎌倉市のホームページアドレス  
<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>



## 研 修

市の各施設では、環境保全に関する職員の資質を高めるため研修等を実施しています。このたび策定した環境行動計画を周知し、市役所全体で環境マネジメントを徹底していくために、研修内容を充実させていきます。

⑫

### ◇ 環境関連の有資格者

平成 25 年3月末現在、公害防止管理者、危険物取扱主任者、廃棄物処理施設技術管理者などの有資格者が 321 人います。今後も施設運営等に必要の有資格者の増強を図ると共に、職員自ら、環境に関する意識や技術向上に努めます。

### ◇ 平成 24 年度に各部門により実施した環境保全に関する主な研修

部等名	研修等の名称	対象	参加人員	内容
職員課	鎌倉市の環境政策について	新採用職員 (H24.4.1 採用)	36	ゴミの分別方法とグリーン購入について
職員課	鎌倉市の環境政策について	新採用職員 (H24.10.1 及びH 25.1.1 採用)	20	ゴミの分別方法とグリーン購入について
市民活動部	環境情報提供	部内全職員	—	部内全職員を対象に環境配慮活動に関する情報を提供する。
環境部	エネルギーと環境の話 をしよう！自主的意見 聴取会 in 鎌倉	環境部職員	3	環境省の方から話を聞き、エネルギーと環境について考える。

	東京ガス千住テクノステーションEi-Walk施設見学	環境部職員	6	スマートエネルギーネットワーク等の見学
環境政策課	再生可能エネルギー固定価格買取制度等普及セミナー	環境政策課職員	1	固定価格買取制度等に関する説明
	自治体、公共団体としての屋根貸し太陽光発電事業の仕組みと実務	環境政策課職員	1	太陽光屋根貸し事業に関する説明
	自治体セミナー「かながわ発！ エネルギー革命」	環境政策課職員	1	かながわスマートエネルギー構想等に関する説明
	グリーン購入基本方針説明会	環境政策課職員	1	グリーン購入調達方針に関する説明会
	環境契約法基本方針説明会	環境政策課職員	1	環境配慮契約基本方針に関する説明
ごみ減量・資源化推進担当	事業所としての市の取り組み	課員	2	事業所としてごみ減量の取り組みをどのようにしていくか。
資源循環課	平成24年度市町村環境学習担当者研修	環境学習担当職員	1	自治体の環境学習に関する講義及び件の取り組み状況等
資源循環課	3R政策シンポジウム	希望者	1	ごみの発生抑制に係る講義
環境センター(名越クリーンセンター担当)	一般廃棄物処理施設技術管理者講習会	廃棄物処理施設技術管理者	1	廃棄物処理施設の維持管理棟に関する技術講習
環境センター(今泉クリーンセンター)	廃棄物処理施設技術管理者講習 ごみ処理施設コース	施設職員	1	廃棄物処理施設技術管理者取得講習会
環境センター(今泉クリーンセンター)	廃棄物処理施設技術管理者講習 破碎・リサイクル施設コース	施設職員	1	廃棄物処理施設技術管理者取得講習会
環境センター(今泉クリーンセンター)	廃棄物処理施設技術管理セミナー	施設職員	1	廃棄物処理施設維持に係る研修
まちづくり政策課	環境保全のための研修	部内各職員	38	「鎌倉ごみ減量通信12月号」を回覧
まちづくり政策課	環境保全のための研修	部内各職員	38	「本庁舎燃えるゴミへの分別ゴミ混入について」(管財課発行)を周知
まちづくり政策課	環境保全のための研修	部内各職員	38	エコアクション21環境監査における指摘事項についての是正措置を周知

まちづくり政策課	環境保全のための研修	部内各職員	38	鎌倉市役所エコアクションニュース第15号を回覧
まちづくり政策課	環境保全のための研修	部内各職員	38	鎌倉ごみ減量通信(平成24年度特集号)を回覧
まちづくり政策課	資源ゴミ回収研修	エコアクション実行推進委員	6	資源ゴミの回収の分別作業
都市調整部	—	—	—	ミックスペーパー分別方法(研修)について出席
都市調整部	—	—	—	資源循環課からのごみ減量に関するお知らせ文書の回覧
浄化センター	焼却運転コストと節電	浄化センター全職員	18	汚泥焼却に係る毎月の電力量を明らかにするとともに、電力料金、燃料費等を示し職員の省エネルギー及びコスト意識の向上を図る。
浄化センター	省エネルギーを意識した運転管理	浄化センター全職員	18	浄化センターの維持管理に係る毎月の電力量、燃料使用量を見て、省エネルギーを意識した運転管理について検証する
議会事務局	研修会は実施していないが、日頃から職員間及び議員に対して、ごみ分別、ペーパーレス化等について、周知・徹底を図っている。	—	—	—
第一小学校	緑のカーテン	栽培委員会	4	職員室前に緑のカーテンを作る。
	ごみの分別の周知、徹底	全職員	45	燃やす、プラスチック、ミックス、クラフト等の分別を徹底した(職員会議で資料)
	教室での節電	全職員	45	使用しない時はこまめに消す。日中は窓側の電気はつけない。
第二小学校	ごみの分別収集の取組	児童、教職員	490	全ての教室にごみの種類別ごみ箱を設置し、分別を徹底する
御成小学校	リサイクルを重視した職場作りについて	全職員	60	・紙の裏面を会議などの資料として再利用する ・紙の切れた部分の再利用促進
稲村ヶ崎小学校	環境に配慮した職場づくり	本校職員	15	緑のカーテン
七里ガ浜小学校	委員会活動	環境委員会	—	緑のカーテン
	委員会活動	環境委員会	—	エコキャップ

西鎌倉小学校	緑のカーテン	職員	3	ゴーヤによる東側窓(受付)暑さ対策
富士塚小学校	緑のカーテン	職員、児童	50	ゴーヤ ヘチマ、カボチャの栽培
	環境学習 授業(総合)及び生活の中で	児童	252	環境意識の啓発及び具体的方法
小坂小学校	年度当初職員会議	全職員	全職員	予算説明の中で神のリサイクル、空教室の消灯、グリーン購入物品の説明、コピー機の有効的な使用法について説明し、協力を要請
今泉小学校	紙の使用量の削減	全職員	—	適正部数の印刷
	電力使用量の削減	全職員	—	こまめに消灯
	水道使用量の削減	全職員	—	適正な使用の徹底
大船小学校	環境・美化委員会	児童	26	・牛乳パックの回収、整理 ・環境ポスターの制作(校地周辺へのポイすて禁止をよびかける)
	緑のカーテン	職員	5	・ゴーヤを緑のカーテンとして栽培する(台風のため失敗)
植木小学校	緑のカーテンづくり	全職員、2年児童	88	職員室の窓際から1年生教室のベランダへ向けてゴーヤで緑のカーテンを作る
	裏封筒作りと使用	全職員	43	裏封筒を作ることにより、紙を節約するとともに、職員のエコへの意識を高める
第一中学校	環境に配慮した職場づくり	—	20	・緑のカーテン ・割ばし、ストロー、紙コップなどを使用しない
御成中学校	総合的な学習 行事 委員会活動	—	—	山林の手入れ 環境に留意した活動 節電、節水、ゴミ分別よびかけ
手広中学校	朝がおグリーンカーテン	環境美化委員	18	タネまきと植えつけ、水やり等の活動
大船中学校	グリーン・クリーン作戦 (みどりのカーテン)	生徒会環境委員 理科部員	40	仮設校舎グランド側の防球ネット等を利用し、ゴーヤを育てて夏の暑さを少しでも和らげ、電力使用量を削減しようと、エコ活動を行った。
	ゴミの分別とリサイクル エコキャップ運動	大船中生徒、 教職員、保護者	全員	ゴミの分別を徹底し、ゴミの減量をはかり、用紙類、牛乳パック、ボトルキャップを含めたリサイクルを進めた。

	グリーン購入の推進	大船中教職員	全職員	可能な限りのエコマーク商品の購入を進めた。
消防本部(鎌倉消防署、警備課、各出張所)	太陽光発電システム研修	消防本部及び鎌倉管内職員	65	太陽光発電システムの仕組み
大船消防署(警備課、各出張所)	太陽光発電システム研修	大船管内職員	45	太陽光発電システムの仕組み

#### ◇ 『エコアクションニュース』の発行

平成 14 年 12 月に策定した「鎌倉市役所地球温暖化対策実行計画」に関する情報提供や取組の呼びかけを行うため『ストップ温暖化ニュース』を平成 14 年度に発刊しました。以来、平成 16 年 3 月 18 日に、『ストップ温暖化ニュース』を『エコアクションニュース』と改題して、鎌倉市役所エコアクション 21 として、本市役所の事務事業に伴う環境負荷低減に向けた取組を周知しています。平成 25 年度も引き続き発行します。

## 平和都市宣言

われわれは、  
日本国憲法を貫く平和精神に基づいて、  
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、  
全世界の人々と相協力してその実現を期する。  
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、  
ここに永久に平和都市であることを宣言する。  
昭和33年8月10日

鎌倉市

## 鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

### 前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

### 本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

## 鎌倉市役所の環境マネジメント報告書

発行 平成26年1月17日  
鎌倉市環境施策推進協議会(事務局:環境部環境政策課)  
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号  
TEL 0467(61)3421 Fax 0467(23)8700  
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>  
E-mail [kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp)